

◆改善事例 プロジェクトリーズ(株)に対する申入れ

事業者名；プロジェクトリーズ(株)

事業内容：学習塾

申入対象：中途解約の際の学費、テキスト類の不返還条項

申入開始日：令和元年7月23日

申入終了日：令和7年4月22日

対象条項と申入れ根拠条文

1 学費規定 ←特商法49条、消費者契約法9条1号及び同法10条

	C ネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	学費規定 ＊ いただいた諸費用・期間講習費用は、日割・回数割による返金はできません。 ＊ 次のような場合、すでに納入された費用は理由の如何を問わず、返金及び別経費への振り替えをいたしませんので、あらかじめご了承ください (変更受付期限後の休塾・退塾の場合、手続き後自らの判断で授業に参加しない場合など) ◆申し入れの趣旨 特商法49条、消費者契約法9条1号（現在の9条1項1号。以下、同様）及び同法10条に適合するように改めてください。 ◆申入れ内容 ①特商法49条関係 学習塾については、特商法上の「特定継続的役務」に該当し、役務の提供期間が2ヵ月を超え、金額が5万円を超える場合には特商法による規制の対象となります。そして、特商法による規制の対象となった場合、消費者は、理由を問わずに、将来に向かって役務提供契約と関連商品販売契約の解除を行うことが可能です(特商法49条1項、同条5項)。 消費者が役務提供契約等を解除した際に、学習塾の役務提供事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償額の上限は以下のとおりです。 ①役務提供開始前 「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」(学習塾の場合は1万1000円)(特商法49条2項) ②役務提供開始後 「提供された役務の対価に相当する額」と「通常生ずる損害の額」を合算した額(特商法49条1項) ところが、本学費規定によれば、例えば役務提供開始前の解除の場合には、合計1万1000円を超える入会金・維持費・教材費を消費者が負担させられることになっており、明らかに特商法49	申入れの結果、左記の学費規定は削除された。 なお、2025年版の学費規定は以下のとおりである。 ＊当塾では費用に関して現金扱いをしておりません。また表示金額はすべて消費税込みです。 ＊リード進学塾の授業料は『後払い制』です。(例：4月分授業料は4／25または4／28納入) ＊リード進学塾の授業料は『毎月定額制』です。月によっては授業回数が異なる場合もございます。 ＊維持費・教材費は、期の途中で入塾された場合、月割りで減額した分のみの納入となります。

	条に反しております。 ②消費者契約法9条1号関係 消費者契約法9条1号は、次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分 と規定しています。 この点、貴社と在塾生の契約は、在塾生からの退塾の申し出、ないし、貴社からの強制退塾手続により終了するものとされているところ、貴社は、在塾生が途中で退塾をした場合に、納入済みの諸費用を一切返金しないとしています。 これは、契約の解除又は終了にあたり、消費者に対して、解約の時期・事由を一切考慮することなく、事業者に生じる平均的な損害を超える損害賠償額の予定・違約金を課す条項といえ、消費者契約法9条1号の適用により、平均的な損害を超える部分は無効というべきです。 ③消費者契約法10条関係 消費者契約法10条は、民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする、と規定しています。 民法の双務有償契約では、給付の対価的均衡が必要となりますが、学習塾の契約も、双務有償契約に該当します。 しかるに、本学費規定では、在塾生からの退塾の申し出、ないし、貴社からの強制退塾手続による契約終了により、貴社の在塾生に対するサービスの給付がそもそも存在し得ない場合であっても、対価としての維持費・教材費を支払わなければならないものとされています。 これは、民法の双務有償契約にいう給付の対価性に反し、消費者の権利を制限し、義務を加重し、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきです。	
2	学費規定 クーリング・オフ期間後、購入いただいたテキスト類は返金の対象とはなりません。	申入れの結果、左記の学費規定は削除された。

◆申入れ内容 本件学費規定を特商法に適合するように改めてください。 ◆申入れ理由 学習塾における教材（書籍、学習用ソフト、教材コンテンツ等）については、特商法上、「関連商品」（役務の提供に際し役務提供を受ける者等が購入する必要がある商品として特商令で定める商品（特商法４８条２項、別表５））として、関連商品販売契約の中途解約が可能とされております（特商法４９条５項）。 そして、関連商品販売契約が中途解約された際の損害賠償の額については、当該関連商品が返還された場合、当該関連商品が返還されない場合、当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合といった区分に応じて、上限が定められております（特商法４９条６項）。 しかるに、本件学費規定においては、上記区分に関わらず、消費者が一律に売買代金の返金を受けられない旨定められており、特商法第４９条６項に違反しております。	
---	--